

# 松本市の多文化共生と中信多文化共生ネットワーク

信州大学国際交流センター

(NPO 中信多文化共生ネットワーク 代表理事)

佐藤友則

## キーワード

高度外国人材の受入、外国由来の住民、児童への日本語教育、行政及び他団体との協働

## 要約

中信多文化共生ネットワークは、長野県中部地域に日本人にも在住外国人にも住みやすい社会を作るという目的達成のために 2008 年 3 月に発足した。発足後、それまでの停滞状況を打開するために様々な事業を実施し、2010 年には NPO 格も取得した。多くの実施事業のうち、日本語教育上の支援と行政との協働には特に力を入れ、ある程度の成果をあげてきた。それにより、松本市での在住外国人をめぐる状況により意味での変化が生じ始めている。しかし、在住外国人の組織運営への参画、他の国際交流団体との協働など課題も残っている。それら課題を乗り越えるための方策と、松本市多文化共生推進プランの今後や日本人住民の認識変化等、将来の展望について述べた。

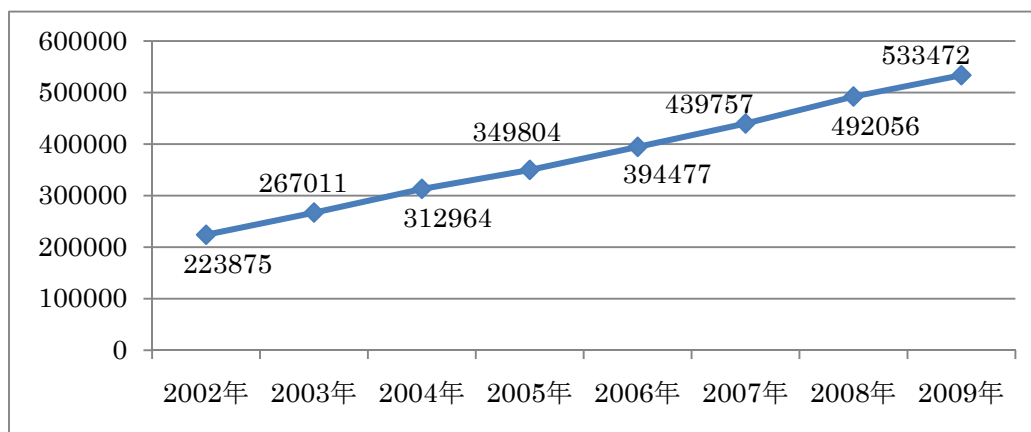
## 1. はじめに

日本国内には 2,186,121 人(2009 年)の外国人登録者が住み、さらに今後の大規模な外国人労働者の受け入れが論議される時代になってきている。隣国である韓国は、すでに 2007 年に外国人労働者の受け入れに関する基本法(在韓外国人処遇基本法)が施行され、その後の様々な分野での実施法の制定・施行を経て、現在は本格的な外国人労働者受け入れに関する事業(韓国語教育の充実、一般の韓国人の意識変化の促進など)が開始されている。世界に目を転じると、優秀な人材の争奪戦が激烈に行われており、英語を主たる使用言語とする諸国が一步リードしつつも、それ以外の国も優秀な高度技能人材を自国に迎え入れ、自国の発展に貢献させようとしのぎを削っている。その中で、日本も、非常に遅ればせながら争奪戦に参加しようと動き始めたところである。

一例をあげると、日本経済新聞(2011 年 3 月)に「専門職外国人永住促す 許可要件、在留 5 年に短縮」という記事が掲載された。この制度は医療や IT などでも優れた技能を持った外国人であれば、日本語能力を評価したうえで「高度人材」と位置づけ、通常は 10 年の在留期間が要件である「永住権の付与」を 5 年に短縮するというものである。この制度の骨子は 100 点満点で評価する「ポイント制」の導入である。ポイント制では

学歴 35 点満点 / 職歴 15 点満点 / 年収や実績 35 点満点 / 資格や企業等での地位 15 点満点

の計 100 点満点で評価する。これに加え、「高い日本語能力」や「日本の大卒」であればプラス 5 点、「政府が支援する企業で働く」であればプラス 5 点などの加点制度がある。この評価の結果、70 点以上であれば「高度人材」と認定され、永住権の他、家族や使用人の入国許可、入国当初から 5 年間のビザ発給などの優遇措置が受けられる。このように日本も国策として、インセンティブを付けて海外の「高度人材」を日本に呼び寄せ、永住させようと動き始めたのである。



【図 1】 日本の永住者数の推移（法務省「入国管理局統計資料より」）

次に、[図 1]の日本の永住者数の推移をみると、永住者は毎年 4, 5 万人のペースで増え続けている。まだ本格的な外国人の受入が開始されておらず、ようやく高度人材に限って受入策が提示されたばかりという現状でも、日本では確実に永住者および永住申請者が増え続けているのである。このように、すでに日本は「多文化共生国家」になりつつある。「これからどうするか？」だけでなく、「今の状態をどのように改善していくか？」という議論も求められている。

さて、上述したように、日本にはすでに約 220 万人の外国人登録者が在住している。しかしそれ以外に、

- ① 日本に帰化した者
- ② 外国人の親の連れ子で国籍を日本に変えた者
- ③ 両親も国籍も日本だが外国で生まれ育った者

等の、日本国籍だが日本語能力が不十分で日本文化が未定着の者がいる。国籍が日本以外の「外国人」にだけ目を向けていては、日本語によるコミュニケーション上のトラブルや児童への学習日本語の教育などの問題の解決は困難である。そこで本稿では、上記の外国人登録者に①から③までの者を加えて「外国由来の人」または「外国由来の住民」と記すことにする。

この日本全体の状況および 2 章で述べる松本市の状況を踏まえ、2008 年 3 月に中信多文化共生ネットワーク(Chuushin Tabunka-kyousei Network= 以下、CTN と記す)とい

う任意の市民団体が発足した。その後、この CTN の事業とあいまって、松本市の多文化共生施策は大きな変化を見せた。

本稿では、「幸せで豊かな多文化共生社会」を実現させるために、松本市を中心とする中信地区において、CTN をふくめ多くの機関・人が協働してどのように活動していくべきかを模索する。そのために、CTN 発足の過程とその実施事業について詳述し、それによりどのような変化が起きてきたか、今後どのような行動が妥当かを検討していく。また、「幸せで豊かな多文化共生社会の実現」という同じ考え・思いを持つ個人・団体に、何らかの行動の指針を与えられればと考える。さらに、CTN そのものにとっても、発足後 3 年間で経過した現時点で活動を振り返り、その内容をまとめ、成果と課題を明らかにすることは大きな意味を持つ。狭くは松本市と中信地区、広くは世界に目を向けて外国由来の住民と共に生きていくこと、つまり多文化共生の意味を考えつつ論述していく。

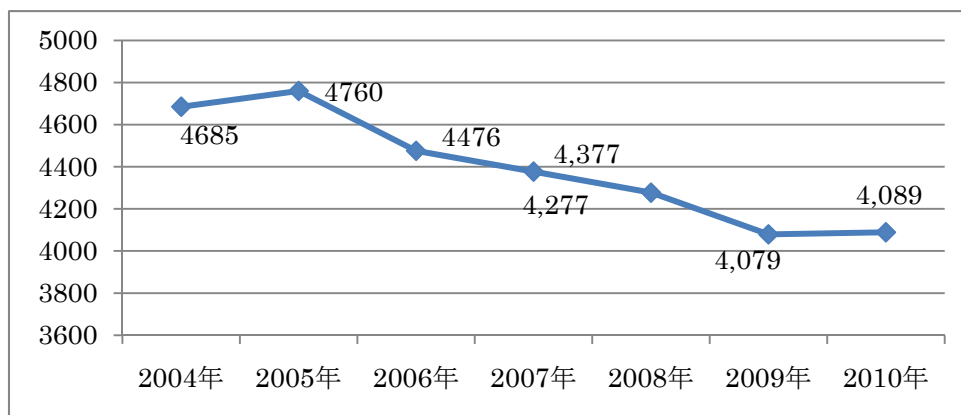
## 2. 松本市の多文化共生

この章では、松本市の多文化共生の動向を見てみよう。2006 年に総務省が「多文化共生の推進に関する研究会報告書 ～地域における多文化共生の推進のために～」という報告書を発表した。この報告書は、各地域の行政が個別に多文化共生施策の推進体制の整備を進めることを促すものであり、長野県内では 2007 年にはこの報告書を受けて「上田市多文化共生まちづくり推進計画」、「飯田市多文化共生社会推進基本計画」の 2 つが策定された。しかし中信地区、つまり松本市および周辺の市町村では、多文化共生に関わる推進計画が策定される動きはなかった。松本市には、他地域でよく見られる国際交流協会に当たるものが存在していない。そのため、推進計画を策定するのであれば市役所内の担当者が中心になって進めることになるが、2009 年まで松本市役所には多文化共生に関する担当者が一人もいなかった。市役所内部に多文化共生施策の必要性を感じている職員は散見されたが、彼らは組織の中で多文化共生施策に関して妥当に位置づけられていないため、腰を据えた本格的な活動ができなかった。

行政が上述したような状況である一方、市内の日本語教室や国際交流団体同士の連携も十分とは言えなかった。松本市内には公民館と連携しながら運営されている日本語教室があり、それ以外のやや公的なものと合わせると 2008 年 3 月時点で日本語教室は 4 つあった。それぞれの教室は信念を持って熱心にやっているのだが、他教室と協働していこうという意識は薄く、教室の代表同士も日本人ボランティア同士も十分な交流がなかった。そのため、それぞれの教室に共通する問題に気づいて共に対処する、日本語教育能力養成の研修会を連携して開催するなどの大きな活動への発展には結び付かなかった。

次に視点を松本市の外国由来の住民に向けてみよう。松本市では一般の日本人住民が外国由来の住民を目にする機会が多くはなく、外国由来の住民と一緒に住んでいるという意識は非常に弱く、世界の実状から考えると隔世の感がある。しかし、松本市単独でも 4,089 人(2010 年)の外国人登録者がいる。[図 2]に松本市の外国人登録者数の推移を載せる。こ

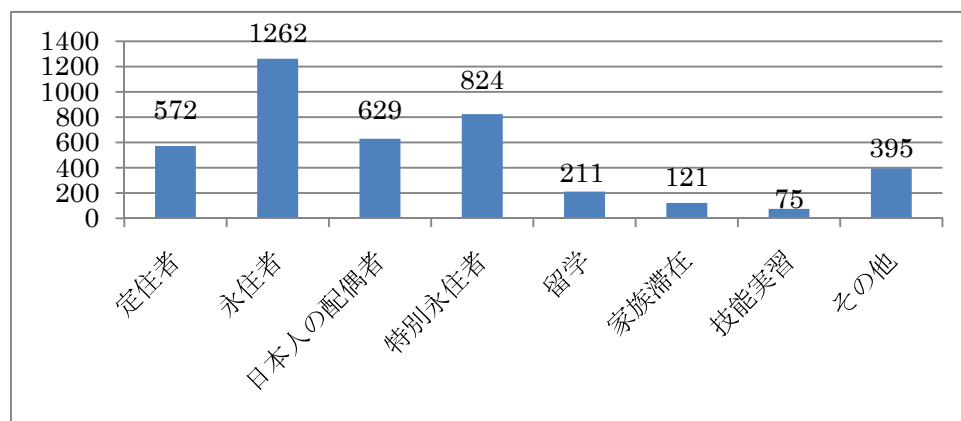
これは 2004 年から 2010 年までの、毎年 12 月末時点の調査結果を基にしている。



[図 2] 松本市の外国人登録者数の推移 (松本市人権男女共生課より)

[図 2]を見ると、2005 年をピークにやや減少してはいるが、松本市には継続して 4000 人以上の外国由来の住民が存在していることが分かる。信州大学の留学生の存在がクローズアップされることが多いが、信州大の松本在住留学生数は 200 名以下であり、松本市全体でみると大きな比率を占めていない。松本市の外国人登録者数は、上田市のように 6320 人(2006 年)にまで増加したかと思えば 4066 人(2010 年)にまで急減するようなこともなく、安定していると言える。

次に、[図 3]に 2010 年の松本市・在留資格別外国人登録者数をあげる。



[図 3] 2010 年松本市・在留資格別の外国人登録者数 (松本市人権男女共生課より)

[図 3]を見ると、松本市は「永住者(日本国籍を取得していないが日本に永住できる者)」および「特別永住者 (主に在日韓国・朝鮮人)」が多く、その 2 つの資格で全体の 51%、つまり半数を超えることが分かる。一方、移動や出入国を行うことが多い「定住者(日系人など)」の比率が 14%と、他の外国人集住都市と比較すると少なく、「定住者」よりも「日本人の配偶者」のほうが多い。つまり、松本の外国由来の住民は日本に定着して生きてい

こうと考える者が多いということが言える。そのことが上述した安定した外国人登録者数の推移に影響している。また、定着度が高いということは、外国由来の住民をめぐる問題を行政施策によって改善してもらいたいという期待度も高いと推測される。彼らは「松本に住み続ける」という意思を持ち、市民税や国民健康保険、国民年金などの支払いという義務を日本人住民と同様に果たしつつ、日本人住民と同様の幸せで安定した生活を望んでいるからである。しかし、上述したように、松本市ではその期待に応える十分な体制が整っていなかった。そのため、外国由来の住民から不満や諦めの声を聞くことが多くあった。

さらに、登録者数で最も多い在日韓国・朝鮮人（1,181人）と2番目の中国人（1,026人）はともに東アジア系の顔をしており、日系ブラジル人のように一見して「外国人」と思われることがない。このことも松本の日本人住民が外国由来の住民の多さ、すでに共生が進んでいる現実に気づかない理由になっており、日系の外国由来の住民が多い浜松などと比較して、松本の日本人住民の多文化共生意識が低いことにつながっていると考えられる。

以上が、松本市の多文化共生をめぐる状況であった。

### **3. 中信多文化共生ネットワークの発足**

#### **3-1. 松本市中央公民館への働きかけ**

2006年6月に信州大学国際交流センターから松本市中央公民館（以下、中央公民館と記す）に「地域在住外国人を支援するボランティアの養成講座」立ち上げという働きかけがなされた。これは、両者の共催という形で外国人をサポートしているボランティアに日本語教育・異文化理解などの面で専門的知識を伝え、同時にボランティアに自らの組織の課題・目標などを話してもらって座談会形式の勉強会を行うというものであった。この働きかけは、信州大学国際交流センターの公的な会議で承認を受けて行ったものである。働きかけを行った理由は、上述したような松本市の多文化共生をめぐる状況の停滞である。これを打開する何らかの策を打ち出したいという考えから行われた。

これに対し中央公民館は、同年7月に以下のような回答をしてきた。

##### **1) 公民館の役割**

公民館は住民が課題の話し合い等を通して解決策を模索し住みよい地域を作りあげていく、いわゆる総合的な地域づくりの拠点である。また、そのような営みを維持・発展させていくことで住民が主体的に民主的な社会をつくりあげていくための拠点でもある。

##### **2) 外国由来の住民の課題解決のための支援**

日本語教育の専門的知識・技能の修得についてはすでに（財）長野県国際交流推進協会が行っており、中央公民館が信州大学と共催で行う必要性は低い。

##### **3) 新しい取り組みの提案**

①まず有志の企画会議を作り、それぞれが持つ情報を提供しあう。また、必要に応じて企画会議の学習会や、外国由来の住民から実際に話を聴取するなどの取り組みを通して、企画会議のメンバー全員がどのような外国由来の住民がどんな生活上の困難が

あるのかをしっかりと把握する。

②さらに現在の支援の実態について把握した後、具体的な取組を検討していく。

③様々な方法で取り組んでみて、その結果をフィードバックし、さらに新たな取組につなげるサイクルを確立する。

#### 4) 最後に

外国由来の住民の問題解決は公民館が取り組むべき課題であり中央公民館だけでなく他地区公民館も関わっていく。

2011年3月現在で振り返ってみると、この公民館の回答がいかに大きな意味を持っていたか、かつその後の活動と発展につながっていったかが分かる。大学と公民館の共催講座というレベルではなく、市民全体を巻き込んで行政と協働して地域を改善する活動へとつながっていく契機となるものであった。

#### 3-2. 松本市広報国際課主催の多文化共生に関する会合

中央公民館の回答の後、状況を見極めている段階で、松本市広報国際課が主体となって2006年10月から2007年2月までの間に3回、松本市内で国際交流や多文化共生に関わる団体が集まって話し合う会合が開かれた。参加したのは、日本語ボランティア教室、外国人観光客への通訳グループ、外国由来の住民の健康診断などを行っている団体などであった。この会合は何らかの結果を出すものではなかったが、中信地区で活動している多文化共生関連団体のメンバーを知る機会になった。

#### 3-3. 学びを通じた多文化共生社会作り事業 企画会議の発足

上記会合に参加したメンバーのうち数名に向けて、2007年3月に中央公民館から「学びを通じた多文化共生社会作り事業 企画会議（以下、企画会議）」参加の働きかけがなされた。この会議は上述した中央公民館の回答に基づき「外国由来の住民に関する問題について市民とともに学び、課題を共有し、事業へと結び付けていきたい」という趣旨で始められた。会議参加メンバーは

- ・松本市内の日本語教室関係者
- ・留学生支援団体の関係者
- ・外国由来の住民の問題に関わる市民活動家
- ・紛争地(イラク)などの住民を支援する NPO 関係者
- ・外国由来の児童・生徒の学校での支援活動をしている市民団体関係者
- ・外国由来の住民の無料健康診断活動をしている市民団体関係者

などであった。信州大学国際交流センターからは筆者が参加した。なお、全6回の会議を通してメンバーの変動があり、最終的に7人が残ることになった。

企画会議は2007年3月から開始され、2007年9月に行われた6回目の会議以降は新たな段階の会合へと発展的に解消された。企画会議で話し合われた内容は以下のものである。

- ・外国由来の児童・生徒の教育問題（不就学、学力不足、高校進学の高齢化など）
- ・派遣会社の功罪

- ・外国由来の住民と日本人住民との交流機会の増大
- ・一般の日本人の多文化共生に関する意識改革
- ・松本市内に多文化共生の核となる施設を創設
- ・行政や大学との協働 など

このうち、特に「外国由来の児童・生徒の教育問題」を重要なものと位置づけ、他の問題も含めどのように解決していくかを話し合った。その過程で、任意の市民団体を企画会議のメンバーで設立して活動していくことで意見がまとまり、2007年10月以降は市民団体設立のための準備会合が開かれるようになった。

なお、市民団体設立について模索している段階で、複数の行政関係者から「市民団体を設立してほしい」という要望があった。このことは、設立後は行政などとの協働がスムーズに進む可能性があるとして十分予測されるものであり、団体設立の推進力になった。この件と、さらに企画会議のコーディネートを中央公民館が担当したことを考え併せると、中信多文化共生ネットワーク（CTN）の発足には行政の援助と働きかけが大きかったこと、それがその後の行政との協働の成功に大きく寄与したことが見えてくる。

### 3-4. 市民団体設立までの過程

企画会議のメンバーが数回の準備会合の際に検討したのは以下の点である。

#### 1) 名称

多文化共生に関わる団体は全国にあり、すでに名が知られている団体も多い。それらと重なることなく、かつ自分達の特色が現れる名称を模索した。結果として、松本市を中心とするが周辺の市町村とも連携を取って問題解決を進めていくという意味で「中信」を最初に置き、「多文化共生」を中央に据え、個人や団体が自由に参画して作っていくという意味で「ネットワーク」を最後にもってくることにした。

#### 2) 規約

市民団体の方向性を定め、団体外の人々にどのような目的・事業の団体なのかを知らせる意味を持つ規約を作成した。規約は、その後のNPO団体の定款にもつながる重要なものであるため詳述する。

##### ①目的

最も重要な団体の目的は、長い議論を経て以下のものに決定された。

「中信地区に住む人達が国籍や文化の違いを超え、お互いに理解しあい、心から交流しあって住みやすい社会を作るための支援事業・ネットワークづくりを目的とする」

ポイントとなるのは、幸せで豊かな「住みやすい社会を作る」ということである。この点で、CTNは地域づくりに最重点を置いた団体であることが分かる。また、単に住みやすいだけでなく「幸せで豊かな」地域社会を作っていくことも、明記はされなかったが設立メンバーの共通目的とされた。さらに、現在の日本社会では不十分である、「国籍や文化の違いを超え」て地域の隣人として共に生きていくことの重要性について

でも規約でふれられている。外国由来の住民を「トラブル・メーカー」「理解しあえない人達」と認識する傾向は残念ながら中信地区でも見られる。外国由来の住民が日本事情のガイダンスなどを全く受けずに自然発生的に住んでいる現状では、ある程度やむをえないことかもしれない。よって、ガイダンスなどを実施して外国由来の住民の姿勢を変え、同時に日本人住民の意識も前向きに変えていくことが大きな目的である。

## ②事業

どのような事業を行っていくかについては以下のように記載した。

- 1 学習会等の開催
- 2 交流会等の開催
- 3 日本語教育上の支援
- 4 調査等の実施
- 5 行政との連携
- 6 その他必要な事業

これらの事業の具体的内容については4-2に後述する。

## ③運営委員

CTNの運営委員を以下のように定めた。

- 代表 1名
- 事務局長 1名
- 運営委員 若干名
- 監査 1名

任期は1年で再任を妨げないとした。運営委員には企画会議から市民団体設立まで関わった7名が就任した。

## ④会費

個人会員2,000円、賛助会員5,000円とした。

## 3) 行政からの意見と説明会開催

企画会議メンバーが真剣に市民団体設立に向けて動き出したことを受け、行政の一部関係者が規約や方針などについて意見を述べた。内容は

- ・行政はこの団体のメンバーとならず、局外から協働する体制をとる。
- ・将来のNPO設立を考慮してもらいたい。
- ・設立までに松本市民の意見を聞く「説明会」を実施してもらいたい。それにより、市民の意を受けて設立された団体という位置づけが可能になる。

などであった。市民団体が行政の意見を全て取り入れる必要は本来ないが、将来の行政との協働を期待して上記意見を全て取り入れることにした。そして、新聞・メールなどでの広報の後、2008年1月19日に松本市市民活動サポートセンターにおいて「(市民団体)設立のための説明会」を開いた。その説明会では参加した市民にCTNの目的・事業などを説明し、CTNに対する希望や意見などを聴取した。



#### 4) 中信多文化共生ネットワーク<CTN>設立イベントの実施

説明会で得られた希望や意見などを反映して規約他を修正し、2008年3月23日に「中信多文化共生ネットワーク<CTN>設立イベント」を実施した。内容は

- ①CTN 設立の目的・事業などの説明
- ②行政関係者、他の市民団体関係者、日本語ボランティア、外国由来の人のコメント
- ③質疑応答

(その後はシンポジウム形式で)

- ④運営委員による中信地区の外国由来の人の現状報告
- ⑤日系ブラジル人による報告
- ⑥中国・アルゼンチン・韓国人と会場の人を交えての座談会

であった。なお、この際に配布された資料では以下の3点について述べた。

- ・外国由来の子どもたちの就学支援活動
- ・中信多文化プラザ設立
- ・「世界のひとと創る地域」の会＝ 学習会

これらは CTN が行っていく事業の中でも特に重要なものとされ、実現を目指して努力していくことが強調された。

#### 4. 中信多文化共生ネットワーク<CTN>の事業

##### 4-1. 事業の概要

以下に2008年3月の発足から2011年3月までの約3年間にCTNが行ってきた事業の概要を示す。

[表1] 中信多文化共生ネットワークの活動の概略

	年 月	内 容
1	2008年5月	学習会① 在日17年のアルゼンチン人「教育・愛・人生を語る」
2	2008年5月	外国由来の児童・生徒支援のために小中学校にCTN関係者を派遣開始
3	2008年6月	学習会② 「外国由来の子のために学校にボランティアに行こう！」
4	2008年7月	学習会③ 「外国由来の子の支援の輪を地域に広げよう！」
5	2008年7月	松本市教育委員会で多文化共生、特に児童への教育に関する情報提供
6	2008年7月	日系ブラジル人コミュニティの一つ「教会」での住民への働きかけ
7	2008年8月	松本市市民共同事業提案制度に基づき「中信多文化プラザ設立事業」を提案
8	2008年9月	第1回総会 & 講演「東海地方の多文化共生ー子どもの教育支援を中心に」
9	2008年11月	日本語を母語としない子と親のための進学ガイダンス
10	2008年11月	松本市内の病院の協力を得て外国由来の住民への健康診断実施

11	2008年11月	学習会④ 「外国籍の人の在留資格について -入管行政のプロに聞く」(安曇野ハートネットワーク、安曇野市穂高公民館と共催)
12	2008年11月	松本市の多文化行政の方向性について市関係者と面談
13	2009年1月	学習会⑤ 「米国の移民児童への教育と日本の取組」
14	2009年3月	学習会⑥ 「そもそも多文化共生とは何なのか～人権・在日コリアンの視点から～」
15	2009年5月	外国由来の住民への生活保護相談会
16	2009年6月	松本市議会議員に松本市の多文化共生施策に関する情報提供
17	2009年7月	学校教育課と外国由来の児童・生徒支援について話し合い
18	2009年9月	松本市の9月補正予算に提出した外国由来の児童支援策が承認
19	2009年9月	第2回総会 & ディスカッション「多文化共生におけるNPOの役割」
20	2009年10月	日本語を母語としない子と親のための進学ガイダンス
21	2009年11月	外国由来の児童支援のための「松本市子ども日本語支援センター」設立
22	2010年1月	特定非営利活動(NPO)法人として長野県から認証・登記
23	2010年3月	日本語教育と多文化共生に関する研修会実施(7回)
24	2010年4月	松本市多文化共生推進プラン策定委員会にCTN理事3名が参加(2011年3月までほぼ毎月の会議で策定進行)
25	2010年5月	NPOとしての第1回総会 & 講演「外国にルーツを持つ子どもの社会参加を支えるために」
26	2010年6月	多文化共生の祭り「こいこい松本」開催
27	2010年7月	日本語教室「中信にほんごひろば」設立
28	2010年8月	松本市が実施する多文化共生に関する調査への協力開始
29	2010年9月	日本語を母語としない子と親のための進学ガイダンス
30	2010年10月	文化庁の日本語ボランティア養成講座への講師派遣(～11年2月)
31	2010年12月	派遣会社社長による多文化共生も含めた社会の流れに関する講演
32	2011年3月	長野県知事との話し合い
33	2011年3月	「中信にほんごひろば」の2番目の教室開始
34	2011年4月	義務教育年齢をすぎた外国由来の生徒向け日本語教室設立(予定)

#### 4-2. 事業の内容

この節では、[表1]の事業の概要を引用しつつ規定であげた事業順にCTNの事業について詳述していく。ただし、特に重要かつ幅広く展開している「日本語教育上の支援」と「行政との協働」に関しては、別に節を立てて説明することにする。

##### 1) 学習会等の開催 : 概要 1,3,4,8,11,13,14,19,25,31

学習会は、一般の日本人に中信地区が抱えている多文化共生上の問題点を知らせ、それ

をどのように解決するか共に模索するために企画されたものである。設立直後の 2008 年度には概略の①から⑥まで 6 回の学習会が企画・実施された。2009 年度以降は実施回数が減り、総会と併せて実施する講演などが中心になった。しかし、外部からその分野の一流の人材を呼んで話をさせるなどの点で、中信の日本人住民に多文化共生に関する実態を伝えるという点で貢献している。

## 2) 交流会等の開催 : 概要 26

CTN が発足してすぐに、学習会および日本語教育上の支援は開始できたが、交流会は実施までに長い時間がかかった。他事業の企画・実施や組織作りにかかる時間・エネルギーが大きく、交流会実施までは手が回らなかったのが実情である。その交流会を 2010 年度の多文化共生の祭り「こいこい松本 ―松本国際ふるさと祭り」の開催でようやく実施することができた。この祭りは、①一般の日本人と外国由来の住民のネットワーク形成および国際交流団体同士のネットワーク形成、②外国由来の住民の楽しみの場、③一般の日本人の多文化共生意識の変革を目的に企画・実施されたものである。実施主体は CTN 単独ではなく、他の NPO や市民団体、信州大や松本大などの学生たち、一般市民などと協働で実施された祭りである。上記団体などから自主的に参加した委員で構成された実行委員会が祭りを主催し、中央公民館、松本市役所、信州大学国際交流センター、信濃毎日新聞の共催を得て実施された。特に中央公民館の全面的協力を得られた点が非常に大きく、それがなければ「こいこい松本」の大規模な実施、広報、集客は見込めなかった。そのようにして 2010 年 6 月に実施された「第 1 回 こいこい松本」は、初回としては異例の 500 名以上の参加者を得「②外国由来の住民の楽しみの場＝ストレス発散」、「③一般の日本人の多文化共生意識の変革＝多文化共生の楽しい側面の周知」においては大きく成功した。今後、2011 年 6 月 26 日には、日本語教室同士のネットワーク形成と多文化共生の実状紹介なども盛り込んで、「第 2 回 こいこい松本」が実施される予定である。

## 3) 調査等の実施 : 概要 28

多文化共生に関する施策提言・事業を行っていく際に拠り所になるのは客観的な調査結果である。特に、外国由来の住民を対象にした大規模な意識調査が望まれてきた。しかし資金および労力などの面から CTN 単独では実施できずにいた。しかし 2010 年度に入って松本市の多文化共生の担当者が調査のための予算をつけ、①日本人住民 ②外国由来の住民 ③外国由来の住民を雇用している企業を対象に大規模な調査を実施した。CTN では数人のメンバーがこの調査の準備段階で意見を述べるなどの協力を行った。

## 4) その他必要な事業

その他に以下の事業を行ってきた。

### ① 進学ガイダンス : 概要 9,20,29

長野県国際交流推進協会が主催で、高校進学を前にした外国由来の生徒とその親を対象に行っている進学ガイダンスを CTN 共催で実施している。2009 年までは参加者数が少なかったが、松本市子ども日本語支援センター（4-3. 1）で説明）発

足後の 2010 年度の進学ガイダンスには多くの生徒・親の参加がみられ、盛況かつ有効に実施することができた。

② 外国由来の住民への直接的な働きかけ : 概要 7,10,15,26

CTN は、松本市多文化共生推進プラン策定など大きな枠組み作りを通して多文化共生社会の実現を目指す姿勢が主であるが、これまでに数回、直接的に外国由来の住民に働きかける活動を行っている。まず、2008 年 7 月にブラジル人の重要なコミュニティである松本市内の教会に行き、CTN の活動の説明とポルトガル語相談員について意見交換をした。2008 年 11 月には、外国由来の住民を対象にした無料の健康診断を実施した。2009 年 5 月には、前年の世界同時不況によって困窮を極めた外国由来の住民を対象に生活保護に関する相談会を行った。また、申請する外国由来の住民と一緒に松本市役所を訪問し、住民と市職員とのパイプ役となって生活保護受給の支援をした。さらに、上述した 2010 年 6 月の祭り「こいこい松本」も外国由来の住民と協働して実施し、ストレス発散などに貢献した例である。

5) 非営利特定活動法人格の習得 : 概要 22

以下に挙げる目的のために、2009 年秋から準備を始め、2010 年 1 月に非営利特定活動法人（以下、NPO と記す）格を取得した。その目的とは

- ① 松本市の委託を受けて実施する日本語支援事業（4-3. で後述）を、市からの信頼を得て安定的に継続していく。松本市としても、NPO への委託は任意の市民団体への委託よりも説明責任を果たしやすい。
- ② NPO になると外部からのチェックが厳しくなる。また、競争的資金申請の際、NPO 限定の資金も多いため、資金獲得の可能性が広がる。そのことで組織・財務体質が強化し、より広範囲で有効な活動が可能になる。
- ③ 全国の NPO 団体との連携が可能になるため、全国の有益な情報を収集しつつ活動していける。

などである。NPO の定款を定める際は、前述した市民団体の規約のうち、目的・事業など根幹となる部分に変更しなかったが、総会の運営方法、年度の開始時期など多くの点で変更を加えた。そのうえで長野県の認証を受け、NPO として新たに発足し活動している。

4-3. 日本語教育上の支援事業の内容

CTN 発足前から重要視されていた外国由来の住民、特に児童・生徒への日本語も含めた支援に関しては、行政との協働も絡めて、発足以前から比べれば大きく進展してきた。この事業は CTN の中核的事业であり、現在最も盛んに行われているものの一つである。

1) 松本市子ども日本語支援センター : 概要 2,17,18,21

松本市教育委員会（以下、市教委）から依頼を受け、CTN メンバーのうち小学校での外国由来の児童支援の経験を持つ者が松本市内の小学校で支援を始めたのは、CTN 発足の 2 か月後だった。その後依頼が増え、2 つの小学校、1 つの中学校へと支援が広がっていった。しかし学校内で教員にきちんと説明されていないため立場は弱く、謝金は

常に不足している状況だった。しかし日本語能力的、学力的だけでなく精神的にサポートを必要としている多くの児童がいるため、支援が継続された。

その状況に対して、2009年2月に市教委側から状況打開のための提案が出された。世界同時不況の影響を受けて国が用意した基金を使い、外国由来の児童を支援する組織を作らないかというものだった。そして、CTNが案を作り、市役所内部で認められればCTNに事業を委託して児童支援をしていくという話であった。早速CTN内部で議論をし、案を固めて3月中旬に提出した。その案は、学校外に「初期指導教室」という拠点を作り、そこで「生活のための日本語能力（以下、生活日本語）」が不足している児童・生徒を集めて集中指導し、短期間で生活日本語を習得させるといったものだった。また、その拠点から市内の小中学校に日本語支援員を派遣し、前述の初期指導教室を終えた者や従来からいる外国由来の児童を対象に「学習のための日本語（学習日本語）」を支援していくことが盛り込まれていた。しかし、この案が従来の小中学校の教育方針と大きく異なっていること、市教委、特に学校教育課内で十分なコンセンサスが得られている案ではなかったことなどから、この提案は却下された。

しかし、その4か月後の7月に2度目の提案の機会があった。その際は3月提案の失敗に鑑み、学校教育課とも協議をしたうえで案の作成に入った。その後固めた7月案は、市内の一つの小学校を拠点校にし、そこで外国由来の児童を支援しつつ、同時に他の市内の小中学校に日本語支援員を派遣して支援するというものであった。拠点校にはコーディネーターを常駐させ、数人の日本語支援員の他に児童の母語に精通したバイリンガル支援員も配置して、児童の保護者と学校教員との仲立ちをすることも提案した。この提案は9月の補正予算の1つとして松本市議会で承認された。その後、松本市からCTNへの正式な委託契約がなされ、コーディネーターの採用をした後、2009年11月に市内の田川小学校で「松本市子ども日本語支援センター」が発足した。発足当初から松本市内の10の小中学校から20名を超える外国由来の児童・生徒への支援要請があり、すぐに活動が開始された。それから1年4か月を経た2011年3月現在では、小中学校の教員にもその存在と意義が少しずつ認められるようになり、4月以降のコーディネーター増員も予定されている。この組織は、外国由来の児童の支援体制として十分なものとは言いがたい面もあるが、CTN発足以前の状況からみれば大きな進展と言えるだろう。

## 2) 中信にほんごひろば : 概要 27,33

2010年3月には、上記の松本市子ども日本語支援センターの支援員の教育能力向上と一般の方々への意識変化を目指してCTN主催の「日本語教室活動のための研修会」を全7回実施した（そのうち1回はCTN内部のメンバーのみ）。その研修会にほぼ皆勤した複数の参加者に「これから日本語教室を一緒に立ち上げてみないか」と声をかけたところ、多くの人が賛同した。そこで4月にそのメンバーに追加講習をした後、5、6月に設立準備をし、2010年7月にCTNとして初めての日本語教室を松本市内の庄内公民館で立ち上げた。名称を「中信にほんごひろば（以下、ひろば）」という。ひろばがター

ゲットにしたのは外国由来の児童である。大人が来た場合も指導するが、あくまでも主対象は児童であり、教材・教具も児童向けのをそろえた。指導の際も途中で「おやつ時間」という休憩を入れるなど、モチベーションが下がりやすい児童に配慮している。

なお、ひろばがある庄内地区からやや離れた並柳地区は、松本市の外国由来住民の集住地区として知られている。当初はこの並柳地区から多くの児童が来るのではないかと予想していたが、子供にとっては短くない距離や学校側の制約などもあって並柳の児童はなかなか増えなかった。そうした時に並柳の町内会から「集会所で日本語教室を開いてくれないか」という依頼があった。そこで、ひろばのスタッフで議論した結果、出前講座として並柳集会所でも実施することになった。2011年3月から開始されている。

### 3) ヤングにほんご教室 : 概要 34

上述してきた①松本市子ども日本語支援センターと②中信にほんごひろばの活動を通じて痛感されたことは、現在の枠組みでは義務教育年齢の15歳を超えた生徒の指導が難しいこと、現在指導している中学生でも卒業後に高校に合格できなかった場合、学習を継続する場がないことであった。そのまま放置しておいては、中卒のまま身体だけが成長し、母語においても日本語においても抽象的な思考ができないダブル・リミテッドが生まれてしまう。すでにそのような若者が多く存在し、不安定または危険な労働条件で働いているか、無為に日を過ごしている。そのような若者を増加させないために、松本市子ども支援センターのメンバーが中心になって上記の若者を対象にした週3回（週1回も選択可）の日本語指導の場「ヤングにほんご教室」を企画している。

これは、この教室に申し込んだ生徒が毎週月・火・金の午前にそれぞれ3時間、主に日本語学習を行い、将来の高校合格または自立できる就職を目指すというものである。毎週木曜夜の2時間というコースも選択できる。無料ではなく有料の教室で、1年間単位の活動である。場所は中央公民館に提供してもらうことになっている。

この活動の運営資金のために「元気づくり支援金」に申請し、現在その結果を待っているが、たとえ申請が通らなくても参加者の受講料を頼りに2011年4月からスタートすることになっている。

### 4) 日本語ボランティア養成の活動 : 概要 23,30

外国由来の児童・生徒や成人に日本語を指導するには日本語教育上のある程度のスキルがあることが望ましい。しかし実際にはそのスキルを全く持たずに支援を始め、外国由来の参加者とのやりとりに悩むボランティアも多い。また、多文化共生の諸側面を知らずに外国由来の住民に接し、様々なショックや誤解から活動を停止する場合もある。そこで、CTN単独で1回、文化庁の日本語ボランティア養成講座に協力する形で1回、計2回の養成の活動を行った。今後は、ある程度ボランティアの経験はあるがさらに学びたいという人向けの有料の養成講座を企画・実施する予定である。

#### 4-4. 行政との協働の内容

4-3. で述べた日本語教育上の支援と同様に CTN の事業で発足当時と比較して大き

く進展したと言えるものが、この行政との協働の充実度である。関連する概要の番号は5,7,12,16,17,18,21,22,24,26,27,28,32である。この番号は上述した事業の説明でも挙げたものが多いが、そのことは、それらの事業が行政との協働の成果として実現可能になったことを示している。以下、これまでの行政との協働について述べていく。ただし CTN 発足前の協働については3章で述べているため、CTN 発足後の状況から述べる。

### 1) CTN 発足後の行政との関係

2008年3月の発足時点では、松本市役所内の多文化共生窓口は確定していなかった。発足まで協働していた松本市中央公民館は「総合的な地域づくりの拠点」という立場であり、CTN 発足後に多文化共生施策を共に立案・実施していく窓口とはなりえなかった。一般的にやや窓口に近いのではないかと考えられていた部署も、人員の交代があり、「課の活動趣旨と異なる」という立場で CTN から一定の距離を置いていた。その意味では、発足当初は行政との協働に黄色信号が点灯している状況だった。

### 2) 松本市市民協働事業提案制度の利用 : 概要 7

1) の状況を打開するために、松本市市民協働事業提案制度という市の制度を活用することにした。この制度の概要は「市民・市民活動団体からの提案をもとに、提案者と市が企画段階から協議し、お互いの役割分担や責任分担を明確にしながら協働事業を行っていくことにより、活力みなぎる協働のまちづくりの実現を図るものです。」となっている。そこで2008年8月にこの制度を用いて発足前からの重要な目標である「中信多文化プラザ設立」の提案を行った。その後、この提案を受けて関係する7つほどの課と CTN との話し合いが持たれた。行政側からの回答は、1) で述べた一定の距離を置く部署が中心になってなされ、予想通り、極めて低調な協働姿勢が示された。

### 3) 松本市役所関係者との話し合い : 概要 12

上記の提案とその後の市役所側の対応をふまえ、2008年11月に市関係者との話し合いを行った。松本市の多文化共生施策の現状を述べ、松本市市民協働事業提案制度での提案と経緯を説明した。その後、2009年4月に人権男女共生課に多文化共生の担当者1名が置かれることになった。

### 4) 多文化共生の担当者の活動

配置された多文化共生の担当者は、行政関係者向けの多文化共生講座の実施、交流の促進(こいこい松本の発足支援)、多文化共生に関する本格的な調査の実施などの活動を進めた。また CTN 理事会にオブザーバー参加し、そこでの議論、事業方針等も知っている。

中でも最も重要なものは「松本市多文化共生推進プラン」策定に向けた動きである。2006年に総務省が発表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」に基づき、担当者はその準備を本格的に始めた。まず、松本市としてプラン策定の方向性を決定し、2009年秋からは市役所職員を対象にした研修会および検討会である「庁内ワーキング会議」を立ち上げた。これは2010年4月の「松本市多文化共生推進プラン策定委員会」へとつながった。なお、松本市多文化共生推進プランについては別の論文の形でまとめたいと考

えており、ここでは詳述しない。

その他、記述はしないが、担当者がついたことによる CTN と松本市役所との協働関係の緊密化・強化は激変と言えるほどのものであり、同時に松本市役所内で多文化共生のうねりが生じたことは市職員の意識変化に少なからぬ影響をもたらした。

#### 5) 松本市議会議員との連携 : 概要 16

多文化共生社会実現のための活動には行政との協働が重要な意味を持っている。それを活性化させるための一つの方策として、松本市議会議員との連携も始めた。最初に多文化共生の諸側面について説明をして関心を持ってもらい、その後、市政や議会レベルでの意見を聞く、重要な案件について市職員とのコンタクト役になってもらうなどの形で、頻繁ではないがゆるやかな連携を取り続けている。

#### 6) 松本市教育委員会との協働 : 概要 2,5,17,18,21

概要 5 であげたように、CTN 発足直後から市教委で多文化共生、特に児童・生徒への教育の重要性について述べる機会があり、市教委とは初めから良好な関係を築くことができた。特に 4-3. 1) で述べたように松本市子ども日本語支援センターの設立は、市教委の指導主事および学校教育課の職員との協働なくしては不可能だった。特に 3 月の申請が失敗したのは学校教育課との協働が不十分だったためであり、それを深めた 7 月の申請では予算が認められ、支援センター設立に結びつけることができた。その後の同センター活動の継続および拡大にも市教委との協働がキーとなってきた。これから後も市教委との緊密な関係を続けていくことが非常に重要である。

#### 7) 長野県知事との面談 : 概要 32

松本市役所との協働を深めつつ、さらに国と市との間で大きな責任と権限を有している長野県庁とも協働関係を構築するため、2011 年 3 月に長野県知事に面談し、CTN メンバーと外国由来の住民(タイ)から現状報告と今後の施策立案および実施の依頼をした。知事も今後の方策について訊ねるなど前向きな姿勢で応じていた。

以上、行政との協働について述べてきた。この協働関係の緊密さ、深さは CTN の特徴と言ってもいいものである。そして、なぜそれが可能になったかを考えてみると、心ある一部の行政関係者が、本稿「2. 松本市の多文化共生」で述べた状況について非常に憂い、何らかの打開策を模索していたこと、その打開には内部から行政を改革するのではなく、市民有志からなる団体(または NPO)に外部から提言・行動させ、それをもって行政を改革していこうと考えたことが推察される。この考えは、設立前に関わった職員が配置換えで代わった後も他の職員に引き継がれ(それが意図したものか自然発生かは不明だが)、2009 年の担当者の着任、2010 年の多文化共生推進プラン策定につながったのではないかと推察される。確実に言えることは、松本市の場合、市民の側からの働きかけだけで行政が変わったのではなく、非常にいいタイミングで市民と行政の一部職員の思惑が一致し、現在の成果を生み出しているということである。そして「中信地区での幸せで豊かな多文化共生社会の実現」という市民の側からだけでは到底なしえない目的の達成に向



けて、この行政との協働が得られたことで望ましい形で進んでいるとも言えるであろう。

## **5. まとめと今後の課題**

### **5-1. まとめ**

本稿では「多くの機関・人が協働してどのように活動していくべきかを模索する」ことを目的とした。これまでの記述から以下のことが浮かび上がってくる。まず、様々な活動をしつつも状況の改善が見られず悩む住民たちがいた。一方、何らかの有効な手立てを打ちたいと思いつつも組織的なしぼりのため打てずにいる行政関係者がいた。両者に共通するのは、外国由来の住民の窮状への認識である。そして一部の行政と住民とが連携して「顔を合わせて」話し合うことで、窮状を打開しようという意志が生まれた。その後、「住民を代表する市民団体」という位置から行政に提言ができるようになった。そのことは、問題意識を持っていた行政関係者に「市民団体を有効に使うことで事態を打開する」という道を開いた。また、利益を求める一部住民でも行政でもないという位置にあるため、市の関係者、市議会議員などともスムーズに連携することができ、そのことがさらに活動の幅を広げた。他地域を見ると、大学が軸となって地域を動かしている例、一部の市民活動グループが非常に強力にリーダーシップを取っている例、首長が主導してトップダウン式に多文化共生施策を進めている例などが見られるが、松本市は住民と行政がよい意味で手を携えあって施策を進めてきた。その点、「持続性」、大学の方針や首長が変わることによる危険性が少ない、および「妥当性」、一部の強い意見が他を圧倒して突き進むことが少ない、という観点から優れた進め方とすることができるであろう。

### **5-2. 今後の課題**

CTN は上述してきたように、発足して3年間という短期間にしては実績を積み上げてきたと言えるかもしれない。しかし看過できない大きな課題を抱えていることも明らかである。この節ではその課題について述べる。

#### **1) 外国由来の住民との協働**

CTN を発足させる前の話し合いの段階では、外国由来の住民とともに中信地区の多文化共生を推進していくことは当然のこととされていた。それまでの松本市の多文化共生施策が遅れていた理由の一つとして、外国由来の住民との協働が不十分であったことが述べられてもいた。そこで CTN 発足後は、4-2. 4) ②で記述したような外国由来の住民に直接働きかける事業を複数実施していた。しかし、行政との協働が深まるのと反比例するかのように、外国由来の住民と協働する事業は減少していった。もっとも、外国由来の住民の状況改善に貢献する事業が減少したわけではない。「中信にほんごひろば」や「ヤングにほんご教室」のような日本語教室が開始、拡充、展開され、少しずつではあるが直接的な形で状況改善に貢献しつつある。ただしこれは外国由来の住民との「協働」ではなく、CTN 日本人メンバーの「このように進めたらいいのではないか」という意識からスタートしたものである。そこで今後は、事業開始前の段階から外国由来の住民

に意見を聞き、それを元に修正・改善して実施する、または外国由来の住民から上がってきた意見を日本人メンバーが支援して CTN として実施するといった形態に変えていく必要があると考えている。そこでまずは、CTN の現有理事（全て日本人）の承認を得て、複数の外国由来の住民を理事として迎え入れ、上記のような状況を作り出していくことにした。さらに、「こいこい松本」以外にも外国由来の住民の意見を聞く小さな交流会を実施し、彼らの生の意見を聞きつつ関係を深めて真の協働関係を構築していきたい。

## 2) NPO 団体としての収益事業実施と組織強化

CTN も非常に多くの NPO が抱えている問題である「資金難」に直面している。年会費と市からの委託金が頼りという収入状況では、事務所を構えて専従の職員を置き、電話対応や専門的な事務処理をさせるといった法人としての基礎的な体制の構築は不可能である。多文化共生社会の実現という本来の目的のための事業の収益性が低いのは当然であるが、この事業をさらに拡大し実効性をあげていくためには収益性が高い事業も行い、法人としての財政基盤を確固たるものにし、それをもって目的達成のための事業を拡大・実施していくことが必要になる。現状ではこの視点が欠落している。

そこで 2011 年度からは、CTN の日本語教育上の専門性の高さという特徴を生かし、「日本語ボランティアのスキルアップ講座」を有償で実施していくことを検討している。現在、主に日本語ボランティア未経験者を対象にした文化庁などの養成講座が参加費無料で広く実施されているが、そこに自らのスキルをアップさせたいと考える経験者も多く参加し、未経験者も経験者もともに十分な満足を感じられないという状況がみられる。そこで、未経験者向けの講座は公的機関が無料で、経験者向けのスキルアップ講座は CTN が受講料を徴収して実施する体制を構築しようと考えている。それにより、中信地区の日本語ボランティア全体のスキルを上げ、同時に CTN の財政も強固なものにしていきたい。それは今後のさらなる発展につながるであろう。

## 3) 中信地区の他団体との協働

現在は、CTN 以外に中信地区に存在している国際交流団体および松本市以外の行政との協働が十分に行われているとは言えない。それは、1) で述べた外国由来の住民との協働と同様に、発足前に重視されていながら実質的な進展が見られないものである。その理由はいくつか考えられるが、最も大きなものは、CTN が「松本市役所という行政との協働」深化にまい進し、実績をあげ、その結果として松本市以外の行政および団体との協働を模索する活動にエネルギーを注いでこなかったためである。幸い、松本市においては複数の日本語教育上の支援、多文化共生の担当者配置、松本市多文化共生推進プラン策定などの成果を上げることができた。しかし、外国由来の住民は松本市にのみ住んでいるのではなく、松本平という山あいの平野にある塩尻市・松本市・安曇野市などに分散して住んでいる。よって松本市だけの独り勝ちを目指すのでは、地域全体の「幸せで豊かな多文化共生社会の実現」は不可能になる。ただ、個々の団体それぞれに設立から現在にいたるまでの思いとプライドがあり、思惑もある。団体同士のネットワークは口

で言うほど簡単なものではない。それには戦略的に分析・検討してから実施していく必要がある。2011年度にはその作業にも取り組んでいきたい。

### **5-3. 将来への展望**

中信地区の多文化共生は、長期間の停滞の後、松本市の変革を機に大きく変わろうとしている。この節では今後予想される変化・方向性について述べていく。

#### **1) 松本市多文化共生推進プランと市職員の認識**

何度か上述してきた同プランは、今後、松本市役所の非常に多くの部、課の執行課題となっていく。その意味で、施策上は現在より大きな進展が見られると思われる。しかし単に「プランがあるからやむをえず」活動する市職員がいくら増えても真の意味での多文化共生にはほど遠い。そのような職員は、プランが何かの形で頓挫すればすぐに多文化共生施策に背を向けるであろう。そのため、プランに関わる全職員が多文化共生のメリット・デメリットそして重要性を本当に認識して関わっていけるかが、プランの成功、ひいては松本市での多文化共生社会実現の成否を握ると言っても過言ではない。今後とも市職員に正しい認識を持ってもらうための努力を続けていかなければならない。

#### **2) 一般の日本人住民の認識**

1) で述べた市職員の認識と同レベルで重要なものが、一般の日本人住民の多文化共生に関する認識の持ち方である。2010年に松本市人権男女共生課が主催で実施した日本人向けの多文化共生意識に関するアンケート結果では、松本市民は外国由来の住民が増えること、一緒に住むことを比較的、好意的に捉えているという結果が出た。これは喜ばしいことではあるが、同時にこの調査では「外国由来の住民の集住地区に住む日本人住民の意識」もソートして分析しており、その結果「集住地区の日本人住民」は総じて外国由来の住民に対して否定的であることが分かった。つまり、現実には多くの外国由来の人と接する機会が多い人ほど否定的に捉えているということである。この結果は、多くの示唆をもたらす。まず、外国由来の住民に日本生活事情をきちんと伝える必要があるということと、日本人住民にも外国由来の住民の状況と彼らの行動の背景にある事情を伝えなければならないことである。また同時に、全ての日本人住民に多文化共生のメリット・デメリットそして重要性を訴え続けなければならない。そのようにして外国由来の住民の集住地区でもそれ以外の地区でも同様に、外国由来の住民と共に生きていくことについて正しい認識が持てるようになっていけば、本当の意味で誰にとっても住みやすい社会が実現されていくだろう。

#### **3) 松本市の外国由来の住民数を 8,000 人に**

1. はじめに で述べたように、日本政府は高度技能を持つ外国人の受入に本格的に乗り出した。今後、外国由来の住民の受け入れに関する基本法が制定され、その中で高度人材だけでなく中度人材、低技能人材に関しても受け入れ方針が定まっていけば、日本が世界の人材獲得競争に本格的に参入する基盤が整う。その時点で日本の働き場所としての「魅力度」が十分なものであるなら、自然と外国由来の住民の数は増加していくだ

ろう。しかし、単なる数の増加を目指すだけでは上述したように日本人住民との軋轢、トラブルが増加するだけである。本格受入の前に、多文化共生に関する正しい認識を持ち、有効な施策を実施している地域では、人数増加と増加率の向上につながっていくだろう。中信には、巨大な工場や大都市といった一気に多くの外国人を引きつける要素は乏しい。しかし、松本市多文化共生推進プランによる確実な施策進行とそのチェック、それによる多くの日本人住民の認識変化、さらに外国由来の住民受入後の共生が「幸せかつ豊かに」進んでそれが口コミにより多くの外国由来の人に伝われば、8,000人という目標を設定することはそれほど無理のある話ではない。これは、現在の松本の外国人登録者数の約2倍の数であり、日本人住民の自然増ではとても期待できない増加幅となる。そのことは税収増加という目に見える小さいレベルだけでなく、多様性拡大による地域全体の活性化という大きな成果をもたらす。そのような明るい未来の実現を目指して日々努力していくことが望まれている。

## 参考文献

- 春原憲一郎ほか 2009 『移動労働者とその家族のための言語政策』 ひつじ書房  
日本経済新聞 朝刊 2011年3月8日  
日本経済団体連合会 2008 「人口減少に対応した経済社会のあり方」  
山田泉 2010 「外国にルーツを持つ子どもの社会参加を支えるために」 2010年度 中信多文化共生ネットワーク講演会  
平高史也 2008 『共生 ーナガノの挑戦』 信濃毎日新聞社  
田村太郎 2011 「多文化共生社会を育むための『社会統合政策』の実現に向けて」 笹川平和財団 人口変動の新潮流への対処事業シンポジウム資料  
後藤純一 2011 「外国人労働者と日本経済 ー笹川モデルによるシミュレーション分析」 笹川平和財団 人口変動の新潮流への対処事業シンポジウム資料  
佐久間孝生 2006 『外国人の子どもの不就学』 勁草書房  
近藤敦 2009 「なぜ移民政策なのか ー移民の概念、入管政策と多文化共生政策の課題、移民政策学会の意義」 『移民政策研究』 vol.1  
法務省「入国管理局統計資料」 [http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html)  
総務省 2006 「多文化共生の推進に関する研究会報告書 ～地域における多文化共生の推進に向けて～」  
[http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b5.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf)  
田尻英三ほか 2004 『外国人の定住と日本語教育』 ひつじ書房  
松本市役所「松本市民協働事業提案制度のご案内」  
<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/tiiki/kyoudou/teianseido/index.html>  
定住外国人施策推進室 2009 「定住外国人支援に関する対策の推進について」 内閣府